

## <報道発表資料>

---

令和3年8月31日

### 第53回埼玉文芸賞の作品募集について ～思いを言葉に！作品を文芸賞に！～

県教育委員会では、昭和44年から小説や詩など7部門における優れた作品を埼玉文芸賞として顕彰しています。このたび、第53回埼玉文芸賞の作品について、次のとおり募集することといたしました。さらに、今回も、高校生等（令和3年度末で満18才以下の方）向けの奨励賞を設けるなど、若者世代の作品も募集しています。

なお、受賞作品は、令和4年6月刊行予定の「文芸埼玉」第107号に掲載します。

#### 1 募集内容

##### (1) 募集対象作品

###### ○対象となる作品

令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に創作された作品  
又は、同期間内に新聞・雑誌等に発表又は単行本として刊行された作品

###### ○部門・応募基準

下記の基準数（編・首・句及び枚数）で1作品とし、1部門につき1人1作品応募することができます。

- ア 小説・戯曲（シナリオを含む） 1編（30～100枚）
- イ 文芸評論・伝記・エッセイ 1編（30～100枚：エッセイは10～30枚）
- ウ 児童文学（小説・童話） 1編（5～100枚）  
児童文学（詩） 10編
- エ 詩 10編
- オ 短歌 50首
- カ 俳句 50句
- キ 川柳 50句

※ア～ウの枚数は、400字詰原稿用紙換算です。

##### (2) 応募資格

県内在住又は在勤、在学の方（ただし、平成18年4月1日以前に生まれた方）

### (3) 応募方法

詳細については「第53回埼玉文芸賞 応募要領」を御覧ください。

○作品1点につき、応募要領に付された応募票を1枚同封してください。

○応募期間は、令和3年9月1日(水曜日)から令和3年11月30日(火曜日)まで (当日消印有効) です。

※応募要領は、最寄りの図書館、公民館等で入手できます。

又は、84円切手を貼った返信用封筒を同封し下記へ請求していただくか、さいたま文学館ホームページからもダウンロードできます。

#### 【請求先】

〒363-0022 桶川市若宮1-5-9

さいたま文学館「埼玉文芸賞」係

#### 【さいたま文学館ホームページ】

<http://www.saitama-bungakukan.org/>

## 2 選考

7部門各3名の選考委員により部門毎に選考を行い、入選作品を決定します。

なお、選考についてのお問い合わせには応じられません。

## 3 発表・賞

(1) 入選者には、令和4年3月上旬に結果を通知いたします。

(2) 各部門ごと1名に、埼玉文芸賞(賞状、記念品及び副賞20万円)を贈呈します。該当者がいない部門については、準賞(賞状、記念品及び副賞10万円)を贈呈します。また、高校生等(令和3年度末で満18歳以下の方)の作品について、奨励賞(賞状及び図書カード)を贈呈することがあります。

## 4 問い合わせ先

文化資源課文学担当(さいたま文学館駐在) 埼玉文芸賞担当

〒363-0022 埼玉県桶川市若宮1-5-9

電話 048-789-1515

FAX 048-789-1517

E-mail info@okegawa-culpro.jp